

運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所
指定地域密着型通所介護事業所

アイ福祉サポート株式会社
ディサービス しばんばの里

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所

及び

指定地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 デイサービスしばんばの里が開設する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）指定事業所及び指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所型独自サービス及び指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業従業者が要介護状態又は要支援の状態（基本チェックリストによる基準該当含む。以下、「要介護状態等」という）の利用者に適正な総合事業通所型独自サービス・通所型独自サービスA及び指定地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護等」という）の提供を行うことにより、要介護状態等の利用者及び家族が安心して日常生活を営むことができるようになることを事業の目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の従事者は、要介護状態等の利用者に対して、次の指定地域密着型通所介護等を提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(1) 総合事業

要支援の状態及び基本チェックによる総合事業対象者である利用者に対して、自立を支援し、その家族とともに安心して日常生活が営めるよう生活の質の向上に資することを目的として、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う通所型独自サービス・通所型独自サービスAを提供する。

(2) 指定地域密着型通所介護事業

①要介護の状態の利用者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行う指定地域密着型通所介護を提供する。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 地域住民・またはその自発的な活動との連携・協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービス しばんばの里

(2) 所在地 富山県黒部市生地芦区34番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

①専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。

②管理者は本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行わなければならない。

(2) 生活相談員

①指定地域密着型通所介護等の単位ごとに、その提供する時間帯を通じて専ら当該指定

地域密着型通所介護等の提供に当たる生活相談員を1名以上配置する。(通所型独自サービスAを除く)

②利用申し込みに関する調整、介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護等の提供に当たるものとする。

(3) 看護職員

①指定地域密着型通所介護等の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護等の提供に当たる看護職員1名以上配置する。(通所型独自サービスAを除く)

②看護職員は、看護師、准看護師の資格を有する者とし、本事業の他の職種と兼務することが出来る。

(4) 介護職員

①指定地域密着型通所介護等の単位ごとに、提供時間帯を通じて専らサービス提供に当たる介護職員を厚生労働省令に定める基準により1名以上配置しなければならない。ただし定員15人までは1名、それ以降、5人(通所型独自サービスAにあっては10人)又は端数を増すごとに1名の介護職員の増員配置すること。

②指定地域密着型通所介護等の提供に当たるものとする。

(5) 機能訓練指導員

①機能訓練指導員を1名以上配置する。但し、本事業所の他の職務と兼務することができる。(通所型独自サービスAを除く)

②機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師等の資格を有するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。但し、管理者が必要と認めた場合は営業日、営業時間及び休業日、休業時間を変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し年末12月31日から1月3日及びお盆2日間(年間休日の調整により変動あり)を除く。

(2) 営業時間

①通常時間は、午前8時15分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間(送迎を除く時間)

①午前8時45分から午後4時15分までとする。

②延長サービスの場合は、午前7時00分から午後7時00分までとする。

(指定地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は総合事業通所型独自サービス・通所介護事業で18名・総合事業通所型独自サービスAで2名とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 指定地域密着型通所介護事業の実施地域は黒部市内及び入善町の一部(飯野地区)とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 運動機能の向上・機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等のサービス)
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス

- (7) 入浴サービス
- (8) レクリエーション

(利用料等その他の費用の額)

第9条 指定地域密着型通所介護等サービスを提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣又は組合理事長が定める基準によるものとする。

利用者の選定に応じてサービスを提供した際の利用料の額は次のとおり徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えて行う指定地域密着型通所介護等に要した交通費は、中山間地加算を算定する。
- (2) 通常の要する時間を超える指定通所介護等費用は、基準額を超える額。
- (3) 食費は実費とし、利用料金表に従う。(おやつ代含む)
- (4) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものに関する費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- (5) 但し、上記事項については、法改正及び諸般の事情に応じ変更することができる。

(サービス利用者の留意点)

第10条 利用者に対して適切な事業を提供するために、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備の使用等について、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時の対応)

第11条 事業従事者は、現に指定地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が応じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(安全管理)

第12条 事業従事者は、指定地域密着型通所介護等を提供している間、利用者に危険が生じないよう、安全に指定地域密着型通所介護等を提供するよう努めるとともに、その管理体制を整備しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 当事業所は、非常災害に際して、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、非難、救出訓練の実施等万全の対策を期することとする。又、事業継続ガイドライン「自然災害」にそった対応を行う。

(設備及び備品など)

第14条 事業の運営を行うために、食堂及び機能訓練室、静養室、事務室(兼相談室)等、消化設備その他非常災害に際して必要な設備、指定地域密着型通所介護提供に必要なその他の設備、備品を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 指定地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、事業従業者勤務体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、文書で同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第16条 当事業所は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒むことはできない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者

への連絡、適当なほかの指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他必要な処置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第18条 指定地域密着型通所介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定などの有無及び有効期限を確かめるものとする。
前項の被保険者に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、指定通所介護等を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第19条 指定地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用者申込者については、要介護認定等の申請等が既に行われているか否かを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請等が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する、30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等通じて、利用者の心理の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第21条 指定地域密着型通所介護等を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
指定地域密着型通所介護等の終了に関しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第22条 指定地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合は、当該利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を組合に対して届けること等により、指定地域密着型通所介護等の提供を法的代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行なうものとする。

(介護計画の作成)

第23条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標や目的を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した総合事業介護計画及び通所介護計画（以下「介護計画」という）を作成しなければならない。
指定地域密着型通所介護等の提供に際し、既に居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。
介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
介護計画を作成した際には、介護計画を利用者に交付しなければならない。
事業従業者は、それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(介護予防のための効果的な支援)

第24条 総合事業サービスを提供するに当たり、次の基本方針と実施手順に関する具体的方針に基づき提供しなければならない。

(1) 基本方針

- ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービス提供を行うこと。
- ②利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと。
- ③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと。

(2) 実施手順に関する具体的方針

- ①サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握すること。
- ②個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を策定すること。
- ③個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をすること。
- ④モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告すること。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第25条 利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行なうものとする。

(サービスの提供の記録)

第26条 指定地域密着型通所介護等を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護等の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護等について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は、総合事業支給費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第27条 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(利用者に関する組合への通知)

第28条 当事業所は、指定地域密着型通所介護等を受けている利用者が次の各号のいずれか該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付等を受け、又は受けようとしたとき。

(事業従事者の資質向上)

第29条 当事業所は、事業従事者の資質向上を図るために研修会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修。
- (2) 必要時に応じた継続研修の実施。

(衛生管理等)

第30条 事業従事者の清潔の保持や健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年健康診断を受けさせる。

当事業所の施設、食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理を行なう。

感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講じる。

従業者便所については、利用者とは別に設置し衛生管理に努める。

(掲示・開示)

第31条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、事業従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
当事業所は行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、事業所内容等に関する情報を開示する。

(秘密保持等)

第32条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 当事業所について広告する場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行なうものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を禁止するものとする。

(苦情処理)

第35条 自ら提供した指定地域密着型通所介護等に関わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受けた場合は、所定用紙に内容等記載しなければならない。

提示した指定地域密着型通所介護等に関し、組合が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合が行なう調査に協力するとともに、組合からの指導又は助言を受けた場合においては、該当指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

又、組合からの求めがあった場合には、改善の報告をしなければならない。

提供した指定地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

又、国民健康保険連合会からの求めがあった場合には、報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の処置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

又、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

当事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第37条 当事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

① 介護計画。

② 提供した具体的なサービス内容等の記録。

- ③ 組合への通知に係る記録。
- ④ 苦情の内容等の記録。
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

(身体拘束の禁止)

第38条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するためのやむを得ない場合を除き身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限してはならない。

(運営推進委員会の設置)

第39条 地域密着型サービス事業の運営の適正かつ円満な推進を図るため、地域密着型サービス事業運営推進委員会を設置する。

(規程の改廃)

第40条 本規程の改廃は、取締役委員会による。

(高齢者虐待防止法)

第41条 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の被保険者の権利擁護の必要な援助を行う。「介護保険法第115条の45条第2項第2号」

(感染症の対応)

第42条 感染症の発生時・予防対策に対し感染症マニュアル・業務継続ガイドライン「新型コロナウイルス・感染症発生時」にて対応する。

(職場におけるハラスメントの禁止)

第43条 適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

*変更 (1) 平成21年4月介護法規定変更によりアクティビティー加算81円から53円に変更 平成21年4月1日より実施。

附則 本規程は平成20年11月1日から施行する。

*変更 (1) 平成21年11月よりサービス提供体制強化加算を追加。

附則 本規程は平成23年4月1日から施行する。

*変更 (1) 平成24年の法改正に従いサービス提供時間の改正を行った
午前9:30より午後4:30まで→午前8:45より午後4:15まで。

(2) 交通費は中山間地加算を算定する。・・・第9条

(3) 記録の整備 「2年間保管」～「5年間保管」

附則 本規程は平成24年4月1日 法改正。

本規程は平成24年4月1日の法改正により平成25年4月1日より施行とする。

*変更 (1) 第6条 事業所の利用定員を、介護予防通所介護及び通所介護事業所合計で10名から13名に変更する。

附則 本規程は平成26年8月1日から施行する。

- *変更 (営業日及び営業時間)
第5条
(3) サービス提供時間(送迎を除く)
②延長サービスの場合は午前7:00から午後7:00までとする。
を追加。
附則 本規程は平成26年10月1日から施行する。
- *変更 (指定通所介護等の利用定員)
第6条 本事業所の利用定員は総合事業通所型サービス・介護予防通所介護事業及び通所介護で13名・総合事業通所型サービスAで2名とする。に、改正する。
上記改正に従い、第1条・第2条・第4条・第9条～第12条・第15条～第31条及び第34条～第37条まで、所要の改正を行う。
附則 本規程は平成28年3月1日から施行する。
- *変更 本規程の介護予防通所介護に関する部分の削除を行い改正する。
上記改正に従い、第1条・第2条(1)・第6条・第23条・第24条・第26条の所要の改正を行う。
附則 本規程は平成28年5月1日から施行する。
- *変更 本規程の指定通所介護の部分を変更する。
上記改正に従い、第1条・第2条・第4条・第5条・第6条・第7条・第9条
第11条・第12条・第14条・第15条・第16条・第17条・第18条
第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第26条・第27条
第28条・第35条・第36条・第37条の所要の改正を行う。
附則 本規程は平成28年5月1日から施行する。
- *変更 第38条(身体拘束の禁止)第39条(運営推進委員会の設置)を新たに追加した。
附則 本規程は平成28年5月1日から施行する。
- *変更 本規程の第1条の介護予防の部分の削除を行い改正する。
附則 本規程は平成29年4月1日から施行する。
- *変更 ①本規程の表記の(日常生活支援総合事業指定事業所)を(介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所)と改正する。
②第1条(日常生活支援総合事業指定事業所)を(介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所)改正する。
附則 本規程は平成29年8月21日に変更し即日、施行する。
- *変更 本規程第6条(指定地域密着型通所介護等の利用定員)
事業所の利用定員は総合事業通所型サービス・通所介護事業で18名・総合事業通所型サービスAで2名とする。に、改正する。
附則 本規程は平成30年11月1日から施行する。

- *変更 本規程第9条（利用料などその他の費用の額）において食事代金を料金表に従うと改正する。
- 附則 本規程は令和元年10月から施行する。
- *変更 本規程第5条（2）営業時間
（通常時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。）を（通常時間は午前8時15分から午後5時15分までとする。）に変更する。
- 附則 本規程は令和2年4月21日から施行する。
- *変更 本規程の文中の（通所型サービス・通所型サービスA）を（通所型独自サービス・通所型独自サービスA）に変更する。
- 附則 本規程は令和3年4月1日より施行する。
- *変更 本規程第2条（運営の方針）（3）地域住民・または自発的な活動との連携・協力を
行う等の地域との交流を図らなければならない。」を追加する。
- 附則 本規程は令和3年4月1日より施行する。
- *変更 本規程第5条（2）営業時間
（通常時間は午前8時30分から午後5時15分までとする）を（通常時間は午前8時15分から午後5時00分までとする）に変更する。
- 附則 本規程は令和3年4月1日より施行する。
- *変更 本規程第41条（高齢者虐待防止法）を追加する。
- 附則 本規程は令和3年4月1日より施行する。
- *変更 第13条（非常災害対策）に業務継続ガイドライン「自然災害」を取り込む。
第42条（感染症の対応）を新たに追加する。
- 附則 本規程は令和5年5月より施行する。
- *変更 第43条（職場におけるハラスメントの防止）
- 附則 本規程は令和6年3月より施行する。
- *変更 第5条（営業日及び営業時間）
（お盆8月15日から8月16日を除く。）を（お盆2日間（年間休日の調整により
変動あり）を除く。）に変更する。
- 附則 本規程は令和6年7月より施行する。